

平成 25 年 1 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社エービーシー・マート  
代表者名 代表取締役社長 野口 実  
(コード：2670 東証第一部)  
問合せ先 取締役経営企画室長 小島 穰  
(TEL. 03-3476-5452)

## 2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

株式会社エービーシー・マート（以下「当社」という。）は、平成 25 年 1 月 17 日の取締役会において、2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、靴・衣料の輸入商社から事業をスタートし、Hawkins®、VANS®といったブランド商品を自社で企画開発を行う卸売事業、さらにブランドシューズをセレクトし、ファッションとしての靴を販売する「ABC-MART」という小売業と業容を変化させながら事業を拡大してまいりました。

小売マーケットにおいても単に商品を仕入れて販売するだけでなく、市場のニーズを汲み取りながら自社で商品を企画し、コスト競争力のある海外工場に生産委託を行い、適切なタイミングと価格で市場に提供することで、独自のポジションを構築してまいりました。

現在は国内に加え、韓国、台湾と海外にも出店を進め、グループ全体で 800 店舗以上を運営しております。国内では中期的に 1,000 店舗体制を目指しており、多様な商圏、顧客層に応じた店舗形態を築いて多店舗展開を推進しています。「ABC-MART」のフラッグシップストアである Grand Stage は、現在国内で 3 店舗を展開しており、今後も積極的に大型旗艦店の出店に取り組んでまいります。

また、海外でも現在の韓国、台湾の 2 カ国に留まらず、更なるグローバル展開を模索中であり、2012 年 8 月には米国の靴製造販売会社である LaCrosse Footwear, Inc.（本社：米国オレゴン州）を買収し、北米に当社グループの拠点ができることになり、今後、「ABC-MART」の出店を含めたグローバル展開に資すると考えております。

当社グループは、今後、国内の大都市圏に加えて、海外では韓国、台湾に留まらず、更なるグローバル展開を推進する中で、国内外に大型旗艦店を含む新規店舗を積極的に出店することにより、より一層の事業の拡大を実現すると共に、「ABC-MART」のブランドイメージの向上に努めてまいりたいと考えております。

このような中、当社グループは、積極的な出店計画を実現するための必要資金を確保すると共に、財務

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

体質を強固にし、資金調達の柔軟性を高める必要があると考えたことから、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

#### 【今回調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金（幹事引受会社による追加買取権行使分を含む。）は、国内外の大型旗艦店を含む主として新規店舗の展開に係る土地、建物取得等の設備投資に充当する予定です。手取金のうち、約 100 億円を 2014 年 2 月期に、約 100 億円を 2015 年 2 月期に、残額を 2016 年 2 月期に、それぞれ上記の設備投資に充当する予定です。

#### 【本新株予約権付社債発行の狙い】

本新株予約権付社債は、時価を上回る水準に転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を極力抑制した既存株主に配慮した資金調達手段となっております。また、ゼロ・クーポンで発行するため調達コストを低減することができると共に、株式への転換促進効果を有する 130%コールオプション条項を付与することで、中長期的な資本増強も期待され、当社にとって最適な資金調達手段と考えております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

## 記

### 1. 社債の名称

株式会社エービーシー・マート 2018 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

### 2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の 100.0%(各本社債の額面金額 2,000 万円)

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 4. 社債の払込期日及び発行日

2013 年 2 月 5 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ)

### 5. 募集に関する事項

#### (1) 募集方法

Barclays Bank PLC(以下「幹事引受会社」という。)を単独主幹事引受会社兼単独ブックランナーとする総額買取受けによる欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2013 年 1 月 30 日までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額 30 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

#### (2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の 102.5%

### 6. 新株予約権に関する事項

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 100 株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

#### (2) 発行する新株予約権の総数

1,500 個及び上記 5(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 2,000 万円で除した個数並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 2,000 万円で除した個数の合計数

#### (3) 新株予約権の割当日

2013 年 2 月 5 日

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記 5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に 1.1 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。さらに、転換価額は、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還又はスクイーズアウトによる繰上償還がされることとなる場合、満期償還日までの残存日数に応じて減額される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
 2013 年 2 月 19 日から 2018 年 1 月 22 日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①下記 7(4) (イ)記載の当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、下記 7(4) (イ)③において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記 7(4) (ロ)記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなさ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

れる場合は、償還通知書が下記 7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③下記 7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記 7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018 年 1 月 22 日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、組織再編等の効力発生日前に全ての本新株予約権付社債が償還されていない限り、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させなければならない。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。但し、本新株予約権付社債権者が下記 7(4)(ロ)(ii)に基づく繰上償還の通知を行った場合、本(イ)に優先して下記 7(4)(ロ)(ii)に基づく繰上償還の規定が適用される。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

300 億円及び上記5(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2018 年 2 月 5 日(償還期限)に本社債の額面金額の 100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) 当社による繰上償還

① 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、20 連続取引日(以下に定義する。)にわたり当該各取引日に適用のある上記6(4)(ロ)記載の転換価額の 130%以上であった場合、当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く)並びに本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、2016 年 2 月 5 日以降、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

但し、当社が下記④に基づき繰上償還の通知をした場合又は下記⑤若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本①に従った繰上償還の通知を行

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

うことはできない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%を下回った場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く)並びに本新株予約権付社債権者に対して、30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。

但し、当社が下記④に基づき繰上償還の通知をした場合又は下記⑤若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本②に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

③ 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く)並びに本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をした上で、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記④に基づき繰上償還の通知をした場合又は下記⑤若しくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合には、以後本③に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じた場合、当社は、受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く)並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本社債 1 券面当たり、(i)各本新株予約権付社

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(ii) 上記償還日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額で繰上償還することができる。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i) 当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii) 資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii) 会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv) 株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 公開買付者が、当該公開買付けにより、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合(但し、公開買付者が公開買付けの決済直後に保有する当社普通株式の保有株式数、及び、当社が知りうる限りにおいて、適用ある上場廃止に関する規定で定められるその他の者が保有する当社普通株式の保有株式数が、当該公開買付けが行われた事業年度の終了日までに変わらないことを前提とする。)には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けに関する決済の開始日(以下「決済開始日」という。)から14日以内に)受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本社債1券面当たり、(a) 各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b) 上記償還日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記⑥に定義する。)を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本⑤に記載の当社の償還義務は適用されない。

但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が上場廃止の決定日又は決済開始日

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

から 180 日後の日のいずれか早い日より前に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該いずれか早い日から 14 日以内に)受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目を降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、本社債 1 券面当たり、(a)各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b)上記償還日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額で繰上償還するものとする。

当社が上記④及び本⑤の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合、上記④の手続が適用されるものとする。

⑥ スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイズアウト事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイズアウト事由の発生日から 14 日以内に)受託会社及び主支払・新株予約権行使請求受付代理人(受託会社と同一である場合を除く)並びに本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目を降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本社債 1 券面当たり、(a)各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b)上記償還日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの日数を払込期日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額で繰上償還するものとする。

(ロ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、その選択により、(i)2016 年 2 月 5 日(以下「通常プットオプション条項による繰上償還日」という。)又は(ii)組織再編等の効力発生日の東京における 5 営業日前の日(以下「組織再編等プットオプション条項による繰上償還日」といい、「通常プットオプション条項による繰上償還日」と「組織再編等プットオプション条項による繰上償還日」を総称して「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。)において、その保有する本社債を額面金額の 100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、(a)通常プットオプション条項による繰上償還日における償還請求については、通常プットオプション条項による繰上償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中に、(b)組織再

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

編等プットオプション条項による繰上償還日における償還請求については、組織再編等プットオプション条項による繰上償還日に先立つ 14 日以上 30 日以内の期間中に、その所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

但し、当社が上記(イ)①乃至⑥に基づき繰上償還の通知をした場合、本新株予約権付社債券者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本(ロ)に基づく通知の前後にかかわらず、本(ロ)に優先して上記(イ)①乃至⑥に基づく繰上償還の規定が適用される。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債券を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債券に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債券を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債券に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債券の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債券の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額で直ちに償還しなければならない。

(7) 本新株予約権付社債券の券面

本新株予約権付社債券については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 本新株予約権付社債券に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of New York Mellon, London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(10) 本新株予約権付社債券に係る名簿管理人

The Bank of New York Mellon (Luxembourg) S.A.

(11) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債券をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債券の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

当社株式に関する安定操作は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

## 【ご参考】

### 1. 資金の使途

#### (1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金（幹事引受会社による追加買取権行使分を含む。）は、国内外の大型旗艦店を含む主として新規店舗の展開に係る土地、建物取得等の設備投資に充当する予定です。手取金のうち、約100億円を2014年2月期に、約100億円を2015年2月期に、残額を2016年2月期に、それぞれ上記の設備投資に充当する予定です。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債の発行による平成25年2月期の連結の業績予想（平成25年1月9日発表）の変更はございません。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、継続的な企業価値の向上を目指すために、新規投資と企業体質強化のための内部留保に努めると共に、株主の皆様への安定した配当、並びに機動的な自己株式の取得とを合わせた株主還元のパランスを取ることを利益配分に関する基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保金につきましては、販売体制を強化するための新規出店、店舗改装費用等に充当していく所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨を定めております。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境及び業績等を勘案して決定しております。

#### (3) 過去3決算期間の配当状況等（連結数値）

	平成 22 年 2 月期	平成 23 年 2 月期	平成 24 年 2 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	192 円 23 銭	244 円 03 銭	208 円 20 銭
1 株 当 たり 年 間 配 当 金 ( 内 1 株 当 たり 中 間 配 当 金 )	35 円 00 銭 ( 16 円 00 銭 )	普通配当 38 円 00 銭 記念配当 10 円 00 銭 ( 19 円 00 銭 )	42 円 00 銭 ( 19 円 00 銭 )
配 当 性 向	18. 2%	19. 7%	20. 2%
自 己 資 本 当 期 純 利 益 率	24. 4%	25. 2%	18. 2%
純 資 産 配 当 率	4. 4%	5. 0%	3. 7%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- (注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本（期首の連結自己資本と期末の連結自己資本の平均）で除した数値です。
2. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を純資産（期首1株当たりの純資産の部合計と期末1株当たりの純資産の部合計の平均）で除した数値です。
3. 平成23年2月期において、自己株式の消去を実施したため、発行済株式総数が8,332,889株減少しております。また、期末配当で上場10周年記念配当を実施しております。

### 3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の決定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年2月期	平成23年2月期	平成24年2月期	平成25年2月期
始 値	2,125 円	2,935 円	3,285 円	2,859 円
高 値	3,025 円	3,650 円	3,390 円	3,845 円
安 値	1,701 円	2,362 円	2,550 円	2,713 円
終 値	2,935 円	3,255 円	2,863 円	3,585 円
連結株価収益率	15.3 倍	13.3 倍	13.8 倍	—

- (注) 1. 平成25年2月期の株価については、平成25年1月16日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価であり、それぞれ、決算期間（3月1日から2月28日又は2月29日まで）の始値、高値、安値、終値及び株価収益率を表示しております。

### 4. ロックアップについて

当該募集に関連して、当社株主である三木正浩、合同会社イーエム・プランニング及び三木美智子は、引受契約の締結日から払込期日後90日間を経過するまでの期間（以下「ロックアップ期間」という。）について、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、①本新株予約権付社債の発行、②当社株

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

主総会又は当社取締役会で決議されたストックオプションの付与、③本新株予約権付社債に付された新株予約権及びストックオプションの行使、④株式分割、⑤その他日本法上の要請による場合を除く。)を行わない旨を合意しております。

上記のいずれの場合においても、幹事引受会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。